

カナダ 環境保護法（CEPA） DSL 収載済の 264 種のポリマーに「P」フラグ追加を提案

2024 年 5 月、カナダ環境・気候変動省は、国内物質リスト（DSL）に収載済の 264 種のポリマーについて、「P」フラグ^{*}を追加する意向であることを公表しました（コメント期間は 2024 年 9 月 8 日まで）。

※規制要件緩和（RRR）ポリマーの基準を満たす根拠に基づき評価されたポリマーは、DSL に収載される際に「P」フラグが付与されます。ただし、この「P」フラグの付与は 2003 年から開始されたため、それ以前に評価された DSL 収載済の RRR ポリマーには「P」フラグが付与されていません。

現時点では、この 264 物質は「P」フラグが無い状態で DSL に収載されているため、RRR ポリマーの基準を満たす／満たさないにかかわらず DSL 収載物質とみなされ、新規化学物質審査の届出は必要ではありません。しかし、今回の「P」フラグ追加の提案が適用されると、同じ名称の物質でも RRR ポリマーの基準を満たすポリマーのみが DSL 収載物質となり、基準を満たさないポリマーは収載されていないという解釈になります。そのため、RRR ポリマーの基準を満たさないポリマーは、製造／輸入時に新たに届出することが必要になります。

なお、今回と同様に 2023 年 9 月にも 145 種のポリマーに対して「P」フラグを追加して、DSL を修正する提案が公表され、2024 年 4 月に修正が公表されました。2003 年より前に RRR ポリマーとして評価され DSL に収載されたポリマーは、今後も順次同様の意向が公表されることが予想されますので、ご注意ください。

米国 TSCA との比較

米国 TSCA では、低懸念ポリマーを免除規定（40 CFR 723.250）の下に製造または輸入することを選択した場合、インベントリーには収載されません^{*1}。また、インベントリー収載のポリマーに対して、通常は低懸念ポリマーのフラグで区別することは無く^{*2}、収載済みであればポリマーの形に関わらず上市することが可能です（重要新規利用規則の遵守は必要）。

→低懸念ポリマーのインベントリー収載ルールは TSCA と CEPA で同様と考えずに、DSL 収載ポリマーの「P」フラグの確認をお忘れなようご注意ください。

^{*1} 現在の TSCA の運用であり、1995 年より前は異なる運用でした。 ^{*2} 区別して収載する方法もあります。

参考：

Canada Gazette | Part I, Volume 158, Number 19: GOVERNMENT NOTICES

Notice of intent to amend the Domestic Substances List, adding the letter “P” to the identifiers of 264 reduced regulatory requirement polymers

<https://gazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-05-11/html/notice-avis-eng.html#na1>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>